優生保護法による不妊/中絶手術についての全国一斉相談会

2023年6月5日 月曜日 10時から19時　一部時間短縮地域あり

　1948年から1996年まで施行されていた優生保護法によって、不妊手術（子どもをもてなくなる手術）や人工妊娠中絶手術を受けさせられた人が約8万4000人いると記録されています。手術を受けた被害者が国を訴えた裁判で、多くの裁判所が国に賠償を命じています。「優生保護法は憲法違反」「優生保護法は誤っていた」これは確かなことになりました。
　今回の相談会では、優生保護法被害に詳しい弁護士が、電話・FAX・メールで相談を受けます。障害があるからといって、傷つけられていい理由はありません。ご相談をお待ちしております。

よく分からないけど、私は手術された？あの人もそうだったのでは？など、もしかしたら、と思ったらご相談ください。

手術を受けたご本人、ご家族、 関係者の方が対象です。

匿名で相談いただけます。 個人情報を守ります。

厚生労働省から一時金を受け取った方もご相談ください。

相談先電話番号　お近くの地域にご相談ください

宮城: 022-211-5981
新潟: 0120-315533
静岡: 054-255-5788
愛知: 052-212-5229
兵庫: 078-341-9544, 078-341-8776
岡山 : 086-803-2307
徳島 : 090-5915-0089

その他、北海道、大阪、 沖縄でも当日相談会場設置予定

情報は以下のホームページからご覧ください

優生保護法の全面解決をめざす全国連絡会
<https://sites.google.com/view/yuuseiren/event>

優生保護法被害弁護団
<http://yuseibengo.starfree.jp/>

FAX、メールによる相談も受付けます
FAX: 022-397-7961
メール:yuuseihogosoudan2022@gmail.com

主催: 優生保護法被害弁護団 (お問い合わせ: 電話 022-397-7960 )
協力:優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会